

### 第3章

## ベトナムのコメ流通

### 流通構造からみたドイモイの再評価

坂 田 正 三

#### はじめに

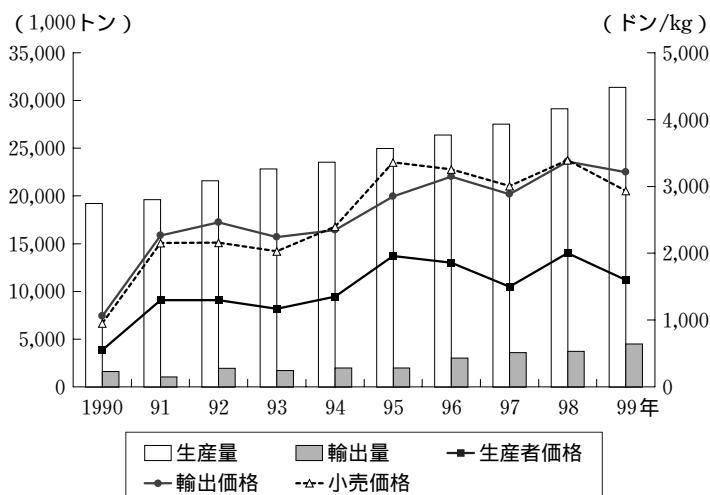
ベトナム統計総局が発表した推計値 (GSO [2002]) では、2001年のベトナムのコメ生産は年間3197万トン（粉ベース）にのぼる。ベトナムのコメ生産は全国平均で1ヘクタール当たり4.24トンという高い単収を誇り、多くの地域では二期作、南部では三期作も可能である。1人当たりの年間食糧生産は433kgであり、輸出分を差し引いても1人当たり平均生産量は361kgである。つまり全国民が毎日約1kgのコメを消費することが可能な生産量を確保しているということになる。また、ベトナムはコメ輸出大国でもある。2001年には355万トンが輸出されており（世界第2位）、輸出額では原油、衣類、履物、電子部品に次ぐ第5位に位置し、5億8800万ドルの外貨をもたらした。

中央集権計画経済下で行われてきた集団農業生産の行き詰まりにより、1988年まで食糧の純輸入国であったベトナムのコメ増産の成功は、ベトナムが行った経済行政構造の「ドイモイ」（刷新）以降達成された成果である。ドイモイとは、1986年の第6回大会においてベトナム共産党によって打ち出された、旧ソ連型計画経済から経済自由化と対外開放へという、開発戦略の歴史的な方向転換である。

ベトナム農業に関する過去の多くの研究は、コメの増産と輸出増を、それ

まで「農業合作社」（農業協同組合）を単位とする集団生産制が解体され、農家を単位とする自由な生産体制が導入されたことが農家の生産意欲を向上させたためであると結論づけている（代表的なものはNguyen Sinh Cuc [1995], Pham Xuan Nam et al. [1999]）。しかし、ドイモイ以降大きなコメ増産を達成し、輸出米の90%を生産しているメコンデルタ地域では、もともと1988年以前から農業合作社への農家の加盟率は低く<sup>(1)</sup>、ドイモイ以降のコメ増産と輸出増を、集団生産制から農家単位の生産へという生産構造の変化だけで説明するのは不十分であろう。そこにドイモイ以降のコメ流通構造の変化がもたらした影響が強く存在すると考えられる。ただし、コメの増産と輸出増につながる流通構造の変化を、単にドイモイ下の市場経済化路線がもたらしたもの、つまり市場による需給関係調節機能が強化された結果と理解するのは早計であろう。図1にみられるように、1990年以降の生産量、輸出量の動きと価格の動きは連動しておらず、国内の小売価格が輸出価格を上回る年さえあった。

図1 生産量、輸出量と価格（年平均、名目）の推移



（注） 輸出価格はドル表示を年平均の為替レートでドン換算。

（出所） GSO [2000b] [2001]，商業省データより筆者作成。

これは、コメ流通において、「市場経済的」ではない何らかの制度的な特徴が反映された結果であると考えられる。それがどのようなものであるかを理解するためには、ドイモイ以降のコメ流通の実態をミクロレベルで精査するとともに、その背景にあるコメ生産・流通に関する諸政策の変化とのかかわりを分析する必要があるだろう。

本章は、ベトナムにおけるコメの流通構造の特徴を把握しようとする試みである。本章では特に、輸出米の流れを中心にみてゆく。ベトナムにとってコメは、重要な輸出產品であると同時に食糧安全保障上国民の生活において重要な產品であるという、政策上の二重の重要性をもっているからである。輸出米の流通構造の分析から、コメの生産面の分析からは看取できないドイモイの重要な側面がみえるであろう。

コメ流通の分析にあたり、今日の流通構造を形成するさまざまな要因を二つの視座から整理して考える。その一つめは、コメ流通の構造を政府が実施する各種の政策により形作られたものとみて、政府がどのような流通構造を理想的な姿としてきたかを検証することである（第2節）。ドイモイ路線下のベトナムが、経済の自由化、対外開放を志向してきたという見方は概ね正解ではあるが、その過程においてベトナム政府の指導部層は、開発の課題を解決するためのさまざまな選択肢を慎重に検討し、漸進的に自由化と改革を進めるという方針をとってきた<sup>(2)</sup>。コメ流通という観点からドイモイをみると、それは単なる自由化と対外経済開放の追求ではなく、輸出促進と外貨獲得、国営企業改革、マクロ経済・社会安定化、貧困削減など、いくつかの政策意図が混在する開発戦略であったと評価できる。

もう一つの見方は、そのような政策のもとで、生産者と各段階の流通業者たちがそれぞれにとって「最適な」流通形態を模索した結果として、今日の流通構造が形成されたとする見方である（第3節）。ここでは、これら流通の諸段階のアクターたちにとって、「最適な流通」のもつ意味が政府の考えるそれとは異なっているという点が重要となる。本章では、それぞれのアクター間で形成される取引慣行や経営形態などに注目する。それをとおして、

彼らが既存の政策の枠組みのなかでいかに利益を確保し不利益に対処しようとしているのかが理解できると考えるからである。

同様の視角からコメ流通構造の問題を検討した石田〔1999〕は、現在のコメ流通構造の問題を、ベトナムの南北格差への対処の結果として、つまりハイコストな北部における米作の維持を優先した政策としてとらえている。本章では、マクロな経済成長戦略、国内の食糧安定確保および農村レベルにおける貧困問題への対処という異なった政策意図の不整合という側面に焦点をあててコメ流通の問題を議論する。

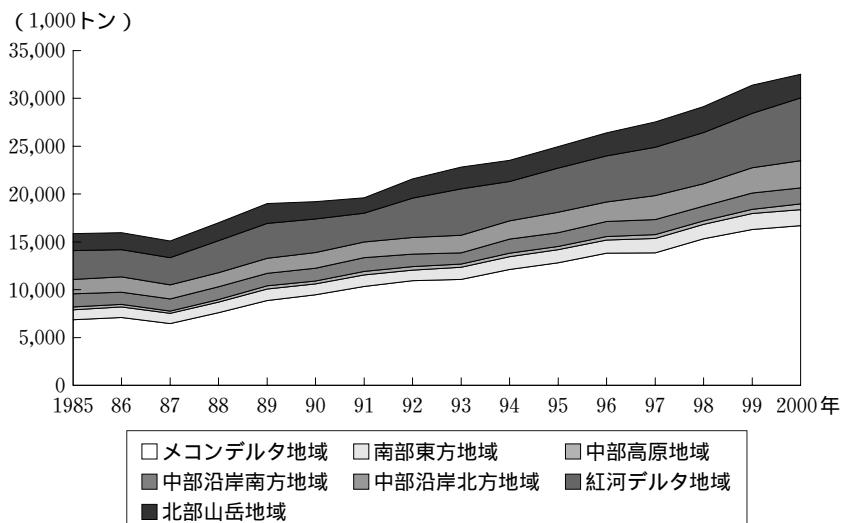
ベトナムのコメ流通に関しては、コメ生産に関するものと比べ、統計データも研究の数も限られているのが現状である。本章はその限られた研究のなかから、英語とベトナム語を中心とした各種法規集<sup>(3)</sup>や統計資料、ベトナム人研究者によって書かれたコメ流通の量的変化およびコメ流通の経済組織に関する研究(Nguyen Sinh Cuc [1995], Nguyen Tri Khiem [2001], Pham Xuan Nam et al. [1999], Nguyen Trung Van [2001])、日本語で紹介されているコメ流通の現状分析(石田〔1999〕、佐藤〔1999〕)、流通業者や生産者への聞き取り調査を中心とした実態調査(CIE [1998], IFPRI [1996], Mai Van Nam et al. [1999], OGB and OHK [2001])などの文献情報の分析を中心に行い、さらに筆者が2001年と2002年に行った現地での聞き取り調査の結果についての考察を加える。聞き取り調査は、南部のカントー省、ソクチャン省の2省およびハノイ、ホーチミン市において生産から輸出までの各流通段階つまり、農家、流通加工業者、輸出企業および北部・南部食糧総公司(後述)を対象に行った。さらに、聞き取り調査時にベトナム人文社会科学院経済学研究所をとおして入手した商業省の未刊行データ(公表は可)も参照している。

## 第1節 コメ流通の現状

### 1. ドイモイ下における輸出の拡大

ベトナムのコメ増産が始まったのは、「生産請負制」（後述）が導入された1988年からであるが、図2にみられるとおり、特にメコンデルタ地域でコメ生産が大きく伸びている。メコンデルタ地域のコメ生産は、1988年から10年間で2倍以上という増産を達成し、2000年時点では国内のコメ総生産量（3253万トン）の半分以上（1670万トン）に達している。表1は1997年から1998年にかけて全国規模で行われた家計調査（VLSS<sup>(4)</sup>）の結果と1999年の生産量のデータをもとに、およそのコメの流通量を推計したものであるが、メコンデルタ地域以外のコメの商品化率は低く、市場で流通しているコメの主な供

図2 地域別コメ生産量（粒ベース）の推移



（出所） GSO [2000b] [2002] より筆者作成。

表1 家計内における収穫糲の配分

(%)

地域	(a) 1999年 生産 (1,000トン)	(b) 販売およ び交換	(c) 種糲用	(d) 飼料用	(e) 労賃 支払い	(f) ロス	(g) 自家消費 その他	(h) 流通量 (a)×(b) (1,000トン)	(i) 地域別 割合
全国	31,394	44.8	4.6	6.0	1.3	0.4	42.9	14,071	100.00
北部山岳地域	2,946	11.8	3.7	6.8	0.2	0.4	77.2	347	2.47
紅河デルタ地域	5,721	24.1	2.1	13.4	0.1	0.4	59.8	1,381	9.81
中部沿岸北方 地域	2,635	20.2	3.9	10.4	1.0	0.6	63.9	533	3.79
中部沿岸南方 地域	2,143	35.1	5.5	8.2	0.2	0.6	50.4	752	5.34
中部高原地域	512	14.7	5.7	3.3	0.0	1.0	75.2	75	0.53
南部東方地域	1,142	56.8	4.0	2.0	0.7	0.3	36.2	648	4.61
メコンデルタ 地域	16,295	68.1	5.7	2.2	2.4	0.3	21.4	11,093	78.84

(注) 収穫が全くなかった家計を除いて集計。

(出所) GSO [2000a] [2001] より筆者作成。

給源はメコンデルタ地域であることが分かる。

商業ベースでのベトナムのコメ輸出は1989年に142万トンで始まった。1996年には輸出量は300万トンに達し、アメリカを追い越しタイに次ぐ世界第2位のコメ輸出国の地位を占めるに至った。2002年には、ベトナムの輸出減とインドとアメリカの輸出増によりその地位を失うことが予想されているが、それでも世界的なコメ流通量の10%以上のシェアを占めている<sup>(5)</sup>（表2）。

輸出先は1990年代前半ではアフリカ向けのものが多く、1992年のアフリカ向け輸出の割合は35%とアジア向け（31%）を上回っていた（Nguyen Tri Khiem [2001]）。しかし、その後アジア諸国向けの輸出が次第に増加してゆく。特にインドネシア向け輸出は1998年からトップの座を占めている。1999年のデータでは、インドネシア（25.3%）、シンガポール（14.8%）、フィリピン（11.3%）、イラク（8.3%）などが上位を占める（表3）。ベトナムがコメの輸出を始めた当時の主流商品は低級米、つまり碎米比率の高いコメであった。

表2 世界のコメ輸出量

(単位:1,000トン, かっこ内%)

国名	1998	1999	2000	2001	2002 <sup>①</sup>
タイ	6,367 ( 23.3)	6,679 ( 26.8)	6,549 ( 28.7)	7,521 ( 30.8)	7,500 ( 30.1)
ベトナム	3,776 ( 13.8)	4,555 ( 18.3)	3,370 ( 14.8)	3,528 ( 14.4)	2,800 ( 11.2)
アメリカ	3,165 ( 11.6)	2,644 ( 10.6)	2,847 ( 12.5)	2,541 ( 10.4)	2,950 ( 11.8)
パキスタン	1,800 ( 6.6)	1,838 ( 7.4)	2,026 ( 8.9)	2,417 ( 9.9)	1,250 ( 5.0)
中国	3,734 ( 13.7)	2,708 ( 10.9)	2,951 ( 12.9)	1,847 ( 7.6)	1,500 ( 6.0)
インド	4,491 ( 16.5)	2,752 ( 11.0)	1,449 ( 6.3)	1,936 ( 7.9)	4,500 ( 18.0)
ウルグアイ	639 ( 2.3)	681 ( 2.7)	642 ( 2.8)	806 ( 3.3)	650 ( 2.6)
オーストラリア	542 ( 2.0)	667 ( 2.7)	617 ( 2.7)	618 ( 2.5)	400 ( 1.6)
ミャンマー	94 ( 0.3)	57 ( 0.2)	159 ( 0.7)	670 ( 2.7)	1,500 ( 6.0)
EU	346 ( 1.3)	348 ( 1.4)	308 ( 1.3)	275 ( 1.1)	275 ( 1.1)
アルゼンチン	589 ( 2.2)	674 ( 2.7)	332 ( 1.5)	363 ( 1.5)	350 ( 1.4)
ギアナ	250 ( 0.9)	252 ( 1.0)	167 ( 0.7)	175 ( 0.7)	150 ( 0.6)
その他	1,477 ( 5.4)	1,086 ( 4.4)	1,429 ( 6.3)	1,756 ( 7.2)	1,124 ( 4.5)
総輸出量	27,270 (100.0)	24,941 (100.0)	22,846 (100.0)	24,453 (100.0)	24,949 (100.0)

(注) 1) 2002年8月時点での推計。

(出所) アメリカ食糧庁(USDA) ウェブサイトより筆者作成。

1993年以降、高品質米である5%碎米の比率も確実に増加しているが、一方で碎米比率の高い低品質米の輸出の割合も相変わらず高く、2極化する傾向にある(表4)。さらに、近年はその価格差が小さくなつてきつつあるとはいえ、同品質のコメの国際価格に比べ、国際市場では低い価格で取引されている(図3)。

## 2. コメ流通のアターナ

ドイモイによる自由化以前にコメの流通を担っていたのは農業合作社と地方各省で独占的に食糧の需給管理を行う国営「食糧公司」であった。農業合作社がコメを集荷し、国営食糧公司が精米し省内に分配するという構造であった。また、食糧が不足している省ではメコンデルタ産のコメや輸入米が割り当てられ食糧公司をとおして分配された。しかし、1988年以降、国内の

表3 主要なコメ輸出先と輸出量

(単位:1,000トン)

国名	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年
インドネシア	111.8	30.6	55.2	947.4	1,141.7
シンガポール	217.2	425.3	314.1	424.0	684.7
フィリピン	115.6	332.7	242.2	493.1	507.4
イラク	99.7	191.0	250.0	308.3	374.6
スイス	0.0	415.0	868.5	392.6	223.8
マレーシア	153.0	89.1	186.6	136.9	149.2
イギリス	13.2	14.3	103.5	59.7	97.1
タイ	74.7	155.3	92.0	41.7	73.7
イラン	5.3	253.0	81.6	111.0	69.9
香港	277.2	68.0	91.1	117.7	52.2
オランダ	57.7	152.6	339.9	156.9	36.5
アメリカ	140.5	268.2	325.9	153.9	22.3
中国	209.6	118.9	6.8	1.4	18.5
韓国	21.5	165.6	74.1	36.9	14.2
キューバ	159.6	81.0	33.5	n.a.	n.a.
総輸出量	1,988.5	3,003.0	3,574.8	3,730.8	4,508.2

(出所) 商業省データより筆者作成。

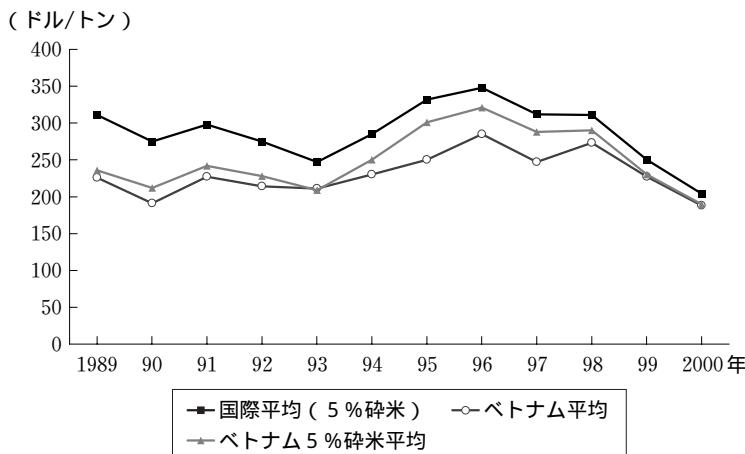
表4 輸出米に占める碎米比率の割合

(%)

	5%碎米	10%碎米	15%碎米	20%碎米	25%碎米	35~40%碎米
1989	0.3	—	—	2.3	5.0	92.4
1990	3.3	13.1	5.9	2.0	20.2	55.5
1991	6.0	30.3	3.0	8.0	26.4	26.6
1992	18.5	20.8	13.0	1.2	15.4	31.1
1993	25.7	25.6	13.3	8.2	14.7	12.5
1994	42.3	23.6	4.1	8.5	6.7	14.8
1995	30.6	22.3	13.8	11.6	16.5	5.2
1996	30.6	17.7	5.5	6.2	21.7	18.3
1997	27.4	16.2	7.1	1.2	35.9	12.2
1998	26.9	26.2	13.9	0.4	30.8	1.8

(出所) Nguyen Trung Van [2001: 187].

図3 ベトナム米の価格と国際価格の差



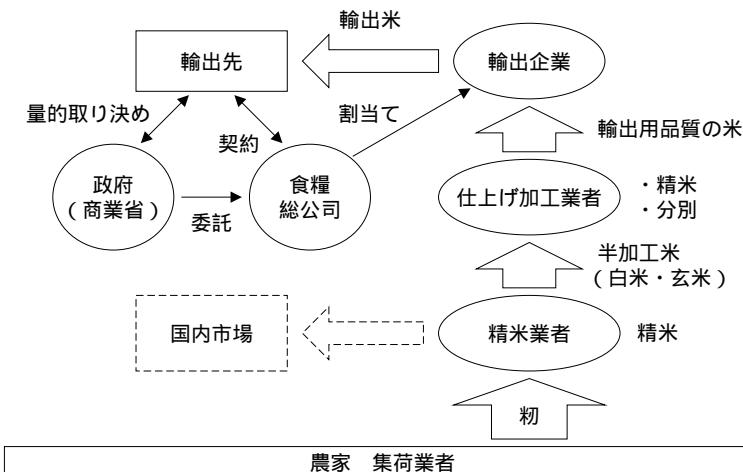
(出所) Nguyen Trung Van [2001: 199].

コメ流通、特に集荷と精米の大部分を担うのは民間の業者であり、国内コメ流通業者の96%は民間の業者である(IFPRI [1996], Nguyen Trung Van [2001])。

コメ流通の実態に関する既存研究<sup>(6)</sup>と筆者の聞き取り調査の情報をもとに、メコンデルタ地域の輸出米の一般的な流れを示すと、図4のように(1)農家→(2)集荷業者→(3)精米(xay xat: milling)業者→(4)仕上げ加工(danh bong: polishing)業者→(5)輸出企業という経路となる。精米業者のあとに仕上げ加工業者が存在するのが特徴で、仕上げ加工業者は精米業者から買い付けた「半加工米」(主に玄米)をさらに精米し、輸出米の品質(碎米の含有率)の選別も行う。

コメ輸出は、1997年以降民間や外資企業の参入が許可されているが、その大部分を担うのは国営企業である。そしてそれら国営のコメ輸出企業を統括するために、北部と南部の二つの「食糧総公司」が置かれている<sup>(7)</sup>。この北部・南部食糧総公司の前身は、1984年に主に食糧輸入を行う公企業として設立された「国家食糧公司」であり、それが1990年に北部、中部、南部に分割の後、1995年に再編され現在の北部・南部食糧総公司として運営されることになった。北部食糧総公司はコメの輸出も行っているが、取り扱うコメの多くは北

図4 輸出米の流通経路



(出所) 筆者作成。

部地域における国内需要向けのものである。対して南部食糧総公司の業務のほとんどはコメ輸出に関するものである。コメ輸出における食糧総公司の役割は、主に政府間合意によるコメ輸出のアレンジである。北部食糧総公司は主にキューバ、イラク向けの輸出、南部食糧総公司はインドネシア、フィリピン、マレーシア向けの輸出を中心に担当している。表5は2000年に10万トン以上輸出した企業11社（総公司を含む）のリストであるが、この11社はすべて国営企業であり、この11社の輸出量だけで総輸出量の72%を占めている。

北部食糧総公司は35、南部食糧総公司は37の国営企業が傘下企業となっている。それらの多くは、ドイモイ以前からある地方各省の国営食糧公司である。北部・南部食糧総公司が政府から投入された資本を傘下企業に配分し、傘下企業の利潤は食糧総公司をとおして上納利潤として政府に支払われる。傘下企業の経営はその企業に分権化されているが、銀行からの資金調達や設備投資についてはその決定権は食糧総公司の管理下にある。

表5 企業別輸出実績（2000年）

(単位：トン、かっこ内%)

企業名	輸出量
北部食糧総公司	709,500 ( 20.91)
南部食糧総公司	530,717 ( 15.64)
ヴィンロン市食糧公司	207,406 ( 6.11)
ロンアン省食糧公司	178,143 ( 5.25)
ティエンザン省食糧公司	165,169 ( 4.87)
アンザン省輸出入公司	112,735 ( 3.32)
ソクチャン市食糧公司	110,670 ( 3.26)
ソンハウ農場	110,604 ( 3.26)
アンザン省農産物輸出入食糧公司	109,350 ( 3.22)
ドンタップ省食糧輸出入公司	108,365 ( 3.19)
キエンザン省輸出入公司	102,804 ( 3.03)
総輸出量	3,393,800

(出所) 商業省データより筆者作成。

## 第2節 コメ生産・流通政策の変遷

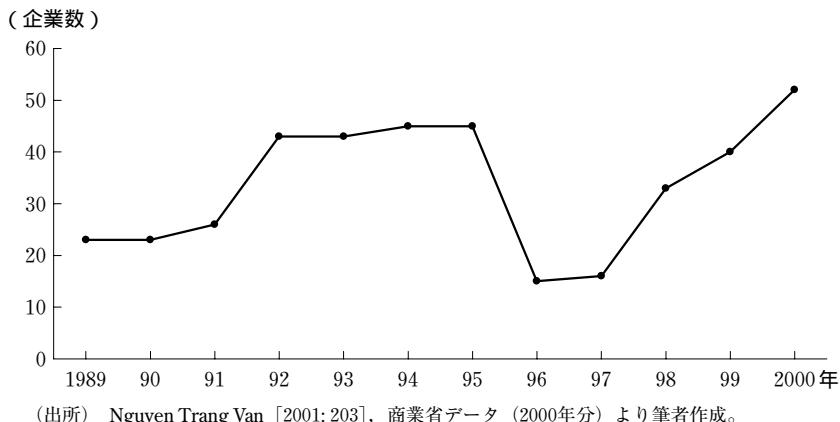
### 1. 食糧増産と安定確保

農業分野における制度改革は、正確にはベトナム共産党がドイモイ路線を打ち上げる数年前に起こっている（章末年表参照）。農業生産の低下と経済全般の低迷に直面したベトナム共産党は、1981年1月に政治局指示100号を公布する。それ以前に行われていた集団生産制のもとでは、農業生産指導を行う立場にある小人数からなる「生産隊」が農業生産の決定権限をもち、農民はノルマ労働を提供し、労働に応じた報酬を得るというものであった。しかしこの100号指示により、生産隊の決定権限の一部を農家に移譲させ、農家が一定量の生産物の納入と、農地の一部の耕作を請け負うこととなった。この部分的な生産請負制により農家の生産インセンティブは高まることとなつたが、食糧生産の伸びも数年のうちに頭打ちとなった。そして、党は部分

的な権限委譲から、さらに進んだ農家への生産決定権限の完全移譲への制度移行を決意し、1988年4月、政治局決議10号を発布する。これにより農家個人は政府の生産目標分の農産物を請負生産する一方、その余剰の処分の権限を有することとなった。また、農地も世帯内の労働者人口に応じて分配された。これにより事実上、農家個人が経営主体となり、生産のすべての段階を農家個人の判断で行いうる生産形態となった。さらに1993年6月の「土地法」改正により、農家に土地使用権が付与され、土地に関する五つの権限（譲渡、交換、賃貸、相続、担保）も認められた。農業生産・経営に関しては、この時期に「市場経済化」路線に沿ったいっそうの自由化が進み、1980年代後半からベトナムの農業生産は飛躍的な伸びをみせることになる。

コメ輸出が始まったのは、1989年であった。それは政府が1989年6月に閣僚会議決議64号を公布し、それまで行われていた国家による貿易の直接管理を廃止し、特定企業に輸出割当て（クウォータ）を付与し輸出業務を行わせるという制度への移行を決めたことがきっかけとなっている。しかし当時はまだ国内のコメの安定的な確保が重要課題であり、国営企業による食糧のコントロールという意味合いの強い規制が行われた。コメの輸出を開始した当初、政府は10%という高税率の輸出税によるコントロールも行っていたが、1991年に1%まで引き下げられた（完全廃止は1999年）。輸出クウォータが付与された国営企業は、輸出ライセンスを毎年更新し、輸出クウォータは政府により毎年見直されることとなった。国内のコメの流通も制限されており、省をまたぐコメの移動が完全に自由化になるのは1997年まで待たねばならない。輸出開始以降、輸出企業数は順調に伸びていったが、1993年以降、政府は輸出企業の参入を規制し、コメ輸出企業を10～40社に制限する政策をとるようになる（コメ輸出企業数を図5に示した）。これは、多数の輸出業者の参入による価格引き下げ競争のために外国バイヤーに対する価格競争力が低下したことへの対応である（佐藤[1999]）。

図5 コメ輸出企業数（実績ベース）の推移



(出所) Nguyen Trang Van [2001: 203], 商業省データ（2000年分）より筆者作成。

## 2. 国営企業中心の輸出促進

1990年代半ばからは、政策の重点が国内の食糧安定確保から、国営企業を中心とした輸出促進と経済成長へと移っていった。その方法は、北部・南部食糧総公司を核とした国営企業によるコメ管理の寡占体制を強化し、その後徐々に自由化を行うというものであった。その背景にあったのは、1991年から本格的に始まる国営企業再編の流れである。それは、小規模・赤字国営企業を整理統合しつつ、基幹産業においては「総公司」のもとに国営企業をグループ化し、そこに集中的に資本投下を行うことにより効率的な経済発展を行おうという方針のもとに行われた（秋葉 [2000]）。そして、1994年6月の首相決定91号により、食糧総公司も含む19社が「総公司91」として指定された。この「総公司91」とは、傘下の国営企業を統括し、資本、技術、知識への支援をとおして、国内および世界市場における競争力を強化し、国家の工業化と近代化を促すことを目標とする企業である。

1995年に食糧総公司が北部・南部の二つに再編された後は、コメ輸出はす

べて北部・南部食糧総公司がコントロールすることになり、1996年からはそれまで農業・農村開発省と商業省により行われていた輸出クウォータの割当てを食糧総公司が行うこととなった。1997年には政府の方針は再び変わり、食糧総公司による輸出クウォータ割当ては農業・農村開発省と商業省の権限に戻されたが、実質的な食糧総公司中心の輸出体制は存続された。1997年3月に公布された首相決定140号の規定では、農業・農村開発省と商業省が割当て総量の3分の2を各国営企業に直接分配し、各省の国営企業はそのなかから更に2～3社の民間企業への割当てをすることが可能となった（残り3分の1は北部・南部食糧総公司に割当て）。

その後コメ輸出は段階的に自由化され、民間企業、外資企業の参入の規制が徐々に外れていった。1997年には省をまたぐコメの流通が自由となった。北部の国営企業がメコンデルタからコメを買い付け、国内流通用あるいは輸出用に回すということも起こるようになった。1998年1月の首相決定11号、12号により、北部・中部の輸出クウォータが与えられていない民間企業、外資企業がコメ輸出を許可されることになった。続いて7月の政府決議57号公布からは民間企業、外資企業へ直接輸出クウォータ割当てが行われるようになった。さらに、1999年には、外資企業による農家からのコメの直接買い付けが解禁となった（それまで外資企業は北部・南部総公司あるいは国営企業をおとした買い付けしかできなかった）。このような段階的な参入規制の緩和により、輸出企業数は徐々に増え、2000年時点では、民間企業、外資企業を含む52社がコメ輸出企業として登録されている。2001年4月には、首相決定46号により輸出クウォータ制度が撤廃され、輸出業者の認可制から登録制へと移行することになった。これにより、1989年にコメ輸出が実質的に再開されてから12年間をかけて、コメ流通市場への参入は政策のうえではほぼ自由化されたことになる。

### 3. 新たな動き——「効率的」な流通へ

さらに、1990年代後半になると、流通の「効率化」をその文言にうたう新たな政策が登場しはじめる。この「効率化」の中身をみると、具体的には民間流通業者中心の既存流通経路以外のオルタナティブな経路の奨励である。まず、1997年には協同組合法が改正され、それ以降の農業合作社再編のなかで農業合作社による購入・販売事業が奨励された。これは、「私営商人」の「専横・支配を制限する」ための新たな経済組織が必要とされる、という共産党イデオロギーの見解が強く反映されたものである（竹内 [1999]）。生産者の組織化が「市場競争力の強化」につながり、利益のための組織の流通への進出が、流通業者へ流れていた利潤を農家に還元させることができるという考え方である。同様に農家の利潤を確保する目的で、1997年に「最低生産者価格」が設定された。

同様な中間業者排除論は、2002年6月に公布された農産物の「契約栽培」を奨励する首相決定80号にも現れている。「契約栽培」とは、企業が農家と契約し、種子、肥料などの投入物を提供し、収穫後その農作物を企業が買い上げるという契約を結ぶ制度である。これは、高品質の農作物を輸出業者、あるいは卸売業者が生産段階から一定量確保することを目的とした政策である。これは、国営企業として経営されている農場としてはベトナム最大規模であるカントー省のソン・ハウ農場すでに試験的に行われてきた契約形態である（同農場では、種子、肥料の提供と技術指導を行い、収穫されたコメを政府の最低買い上げ価格で買い上げるという契約を農場内に居住する農家と結んでいる）。

一方、農産物の競争力強化に向けた政策として、政府は2000年6月、政府決議9号を発布する。これは、コメ生産を条件の良い紅河デルタ地域とメコンデルタ地域に集中させ、他地域における換金作物への転換を奨励するものである。その後カントー省に輸出米生産の特別農場を作るという提案もなさ

れている。この決議では2010年までのコメ生産目標を3300万トン（うち国内消費用に2500万トン）としているが、この決議の前年である1999年時点ではすでに3140万トン生産され、うち2700万トンが国内消費用に回されていることからも、この決議が、実質的にこれ以上の増産奨励は行わないという政府の意思表示であることが理解できる。

この決議により、農家の「コメ離れ」を奨励することとなったが、農地の使用目的（作付け指定）に関する規制はまだ公式な制度上では自由化されていない。正式に土地使用権に記された作付け指定を変更するには、省政府の承認が必要である。換金作物への転作などの土地使用に一定の制限が設けられていたために、農家は収入向上のためにはコメ増産をするしかなかったという事実も、1990年代以降のコメ増産の一つの要因として存在していたのである。

### 第3節 コメ流通の取引形態

#### 1. 輸出契約

コメ輸出の大部分を占める食糧総公司傘下の輸出の契約は、食糧総公司が収穫期ごとに行う。そして、その輸出量を傘下企業に割り当て、傘下企業から直接輸出先へコメが輸送される。政府間合意の輸出の場合は、まず政府間で年間の輸出量に関する取り決めが行われ、その後食糧総公司が量、価格、品質などについて輸出先と契約を交わす。1999年の政府間契約輸出は、輸出量全体の70%を占めた (Nguyen Trung Van [2001])<sup>(8)</sup>。政府間契約以外にも食糧総公司、各輸出企業ともに独自で直接輸出契約を結び輸出される場合もある。

2001年4月の廃止決定までは、輸出クウォータ制度により、輸出量と輸出業者の参入を政府がコントロールしてきた。CIE [1998] にまとめられていて

る政府のコントロールのやり方は以下のとおりである。まず、農業・農村開発省と商業省からの報告をもとに、首相府が毎年輸出量目標を設定する。国際価格の変動の情報をもとに輸出最低価格目標が設定され、前年度の実績をもとに、輸出量目標の3分の1が北部・南部食糧総公司にクウォータとして割り当てられ、残り3分の2が輸出企業に割当てとして分配される。北部・南部食糧総公司への割当て分は、国内需給を調整した後、直接食糧総公司によって輸出されるか、傘下企業に分配される場合もある。さらに、輸出量調整のために、毎年9月には政府が輸出量の見直しを行ってきた。メコンデルタ地域で主に8月に収穫される秋冬米の収穫状況をみて、国内の需給調整をした後、国内のコメが不足している場合は、輸出企業に9月以降の新規輸出契約を締結させないという措置をとる場合もあった。

2001年に輸出クウォータ制度は廃止されたが、食糧総公司をとおした政府間契約の分配制度は続いており、食糧総公司傘下の輸出企業にとって、輸出クウォータ制度の廃止による大きな影響はないといえるだろう。2001年には総輸出量の23%（80万トン）が北部食糧総公司経由で輸出され（食糧総公司が輸出契約をし、食糧総公司、あるいはその傘下企業により輸出）、51%（175万トン）が南部食糧総公司経由で輸出されている<sup>(9)</sup>。

## 2. 国内流通チャネルでの取引

国内の流通チャネルの特徴は、主に国内消費向けのコメが多い北部と輸出米が多い南部での地域差が大きい。以下は、メコンデルタ地域における輸出米の流通段階とその担い手の一般的な取引形態をまとめたものである<sup>(10)</sup>。

### （1）農家からの集荷段階

メコンデルタの多くの農家はコメの貯蔵庫をもたず、収穫後は自家乾燥の後、速やかに粉を出荷する。農家から粉の集荷を行うのは民間の集荷商人であり、彼らは農村に居住する個人経営者である場合が多い。通常彼ら自身も

その地域の比較的豊かな農家であり、1～2「社」<sup>(11)</sup>という狭い地域をカバーする。集荷商人は、糀を出荷する手段をもたない農家の庭先までボートやオートバイなどで集荷に出向き、主に精米業者に卸す。農家と集荷商人の間の取引はほとんどの場合現金取引であり、前金払いのケースはほとんどないが、精米業者が集荷商人をとおして農家へ肥料や種も供給し、その代金を糀で精算する場合も増えている。ただし、精算は収穫後の糀の価格で行う（作付け前に代金となる糀の価格を決定しない）。精米業者とは事前に重量当たりのマージンを決め、契約で集荷する場合が多く、精米業者が前金を払うケースも多くある。政府が設定する「最低生産者価格」は法的な規制効力をもっておらず、実際には民間のコメ集荷業者に価格決定権限があるため、生産者価格がこれを下回る場合もある。農家の多くは貯蔵施設と輸送手段をもたないため、農家自身の在庫調整による価格維持は困難である。

## (2) 加工段階

精米段階（糀から半加工米〈玄米〉へ）と輸出用の仕上げ加工段階（白米へ）を別業者が行っている場合が多く、両プロセスを行えるのは大規模な加工業者であるがその数は少ない<sup>(12)</sup>。一般的に精米業者は小規模経営であり、一方、仕上げ加工業者は精米業者と比べ、大規模な業者が多い<sup>(13)</sup>。

仕上げ加工業者は輸出業者から受託を受けて多数の小規模の精米業者から半加工米を購入し精米するが、精米業者の段階で国内マーケット用と輸出用に区別はして精米していない。精米業者から仕上げ加工業者への売り渡しは相対取引で価格が決定される。輸送費は精米業者がもつ場合が多い（輸送費込みの価格で契約）。小規模経営の業者は担保に限りがあることと、コメ価格が不安定なことのため、銀行から大きな資金の借入れができず、機械化や在庫調整による価格リスクへの対処ができない<sup>(14)</sup>。集荷、加工プロセスの取引においてほとんどすべての支払いは現金で行われるため、銀行からの借入れは、年2回から3回の収穫期に集中して資金が必要となる時期に買い付けの資金として使われている。

### (3) 加工から輸出へ

多くの輸出企業は輸出のみに特化しており、仕上げ加工業者が精米した白米を調達し、輸出している。輸出企業が精米所と大規模な倉庫をもつ場合は少ない。輸出企業は食糧総公司から輸出オーダーが来たのち、仕上げ加工業者からコメを買い取る。ここでの価格決定は精米業者との相対取引である。

食糧総公司が輸出契約し、傘下の輸出企業に割り当てる場合、食糧総公司はCIF (Cost, Insurance and Freight) 価格で輸出先と契約し、輸出企業とはFOB価格で契約する。輸出企業の輸送に関する責任は輸出する船舶への積み込みまでであり、輸送費と保険料は食糧総公司が負担する。メコンデルタ地域のコメの80%以上はホーチミン市のサイゴン港から出荷される。これは、メコンデルタに大型の良港が少ないと、サイゴン河以外の多くは川底の浅い河川であり大型船舶の航行に向いていないことによるものである。メコンデルタ地域のコメ集積地の一つであり、地理的にはホーチミン市より外海に近いカントーで集荷されたコメも、その70%はサイゴン港経由で輸出される (NRI [2002])。サイゴン港までは船で輸送される場合が多く陸路輸送の割合は少ない。

## 3. 輸出米流通の制度的特徴

輸出米の流通構造の特徴は、(1)輸出は国営企業による寡占が存在する、(2)国内の流通・加工業者のほとんどは小規模経営の民間企業が担う、(3)集荷、加工、輸出あるいは卸売の各段階が分断されている（加工において精米と仕上げ加工のプロセスが分離し、半加工米での流通が存在する）、の三つにまとめられる。このようなベトナムの輸出米流通の特徴は、(1)国営企業優遇政策の影響、(2)投資資金の制約、(3)農業生産における問題、に起因するものとして説明できるであろう。

政策の変遷は第2節で概説したとおりであるが、政府はコメ輸出が開始さ

れて以来、北部・南部食糧総公司とその傘下の国営企業に独占的に輸出の特権を与え、一方で国内流通への民間企業の参入はいち早く自由化した。1998年には民間企業のコメ輸出への参入が許可されているが、それ以降も輸出クウォータの付与（2001年まで）と政府間契約分の割当て分配により、国営企業による寡占状態は続いた。参入が自由化され過当競争の状態にある国内の流通・加工業者が、政策的に省レベルでコメの地域独占を長く許され、現在も寡占状態にある輸出企業に対して輸出米を販売するという構図になっている。

このような制度のもと、国営輸出企業は、毎年特定の輸出量を確保できるだけでなく、食糧総公司経由の輸出については価格交渉も食糧総公司で行っているため、販売価格も保証される。また、国営輸出企業は食糧総公司とFOB価格で契約するため、輸送におけるリスクへの対処の費用も食糧総公司が肩代わりしている。輸出企業はこの価格をもとに一定のマージンを上乗せして、国内の加工業者からコメを集めるというビジネスを行ってきた。輸出企業は、独自で輸出マーケットを探さなくても一定の利益は確保できるため、高付加価値が見込める高品質米を生産の段階から確保するなどの経営努力をする必要はなく、契約のたびに国内の多数の業者からコメを集めればよいことになる。

一方、独占的な購入価格設定ができる輸出企業にコメを販売する民間の流通・加工業者は、他業者との競合のなかで、できるだけ高マージンでコメを販売したいと考えるであろう。ところが現状では、生産、集荷、精米、仕上げ精米と流通段階が分断され、その段階ごとに取引費用が発生しており、この取引費用の分だけ各段階でマージンが圧迫されているはずである。しかし、この取引費用を削減するために、流通・加工業者の間で生産から流通段階の統合を行うという動きが大規模に起こらないのはなぜであろうか。流通段階の統合は、輸出業者が需要する品質のコメの確保や在庫管理による価格変動のリスクの軽減にもつながるはずである。一つの理由は、資本の制約により、流通・加工業者が大規模投資を行えないことがあげられる。コメの価格変動

のリスクや銀行借入れの担保となる土地の評価システムの不完全性もあり、銀行からの資金調達にも制約がある。

もう一つの理由と考えられるのは、コメ生産の問題に起因するものである。メコンデルタ地域では、生産技術やインフラの未整備により、農家ごとに品質の差があり<sup>(14)</sup>、碎米比率に大きく影響を及ぼす収穫後の乾燥の状態にもばらつきがある。さらにそれを正確に観察することは困難であり、また、広大なメコンデルタでは輸出業者の需要を満たす品質のコメを探すのも費用がかかる。このように品質にばらつきがあり探索費用が高い場合、仕上げ加工業者にとって、自ら費用をかけて粉を農家から集荷し輸出米の品質まで精米するより、精米業者から半加工米を買い付け、仕上げ加工後に碎米の分別を行ったほうが低コストであると考えられる。

このようななか、流通段階を生産から統合し流通を「効率化」しようとする動きが、政策の公布という政府主導の形で起こっていることは示唆的である。つまりこれは、現状の流通構造では、流通段階の統合がそこにかかるアクターたちの自発的な選択の結果として起こっている現象ではないということを意味する。マーケティングの努力をしなくとも一定の利益が見込める輸出企業にとっても、資金的な制約と品質のばらつきに直面している国内の流通・加工業者にとっても、生産から流通を統合し、輸出に必要な品質のコメを一定量確保するインセンティブは低いものと考えられる。分断された流通構造は各流通段階のどのアクターにとっても、経済的・政策的制約のなかでの望ましい取引の形態として存続しているものと考えられる。

## おわりに

ベトナムにおけるドイモイ以降のコメ流通に関する政策は、国内の食糧安定確保、国営企業中心の輸出促進、流通の統合や商品競争力強化の模索、というようにその重点を変えてきた。南・北食糧総公司と国営企業中心の食糧

流通の支配体制は、まず国内の食糧安定確保に貢献し、貧困層の食糧事情を好転させた。そして、輸出促進へとその目的を変えた後も、この体制が輸出量の確保と国際市場でのベトナム米の市場競争力向上にも貢献したことは、ベトナム米の価格が国際価格に近づいてきたことでうかがえる。

一方、その過程で形成された国営企業による輸出米の寡占体制は、市場経済化というドイモイの一つの政策目的を阻んでいる。食糧総公司をとおした政府間契約による輸出の割合も高く、民間企業の参入は輸出クウォータ制度廃止後も実質的には困難である。このような寡占状態の企業に輸出米を供給する国内の流通業者は輸出企業に対し価格交渉力が低く、大規模投資ができず価格変動の影響緩和も困難である。農家は稻作の作付け制限があるため、収入向上のためには値崩れの危険を覚悟でコメの増産をせざるをえなかつたと考えられる。そして国内流通構造だけ「市場経済化」し、国内のコメ流通が民間業者の手に委ねられたことが、農家の収入向上というもう一つの政策目的の妨げとなつたとの認識から、分断された流通段階を生産段階から統合し、流通を「効率化」しようとする方針が打ち出された。しかしこの新たな政策も十分機能しない可能性がある。輸出の寡占構造の緩和、流通業者への資金的な支援、生産技術の向上などの政策をともなわなければ、その目的の達成は困難であろう。

流通にかかる政策の変遷とその結果として形成された流通構造をみていくと、それは何か一つの強力な政策的な（あるいは政治的な）意図をもって形成された構造というよりも、その時々では正当性をもったさまざまな政策意図が併存するなかで、それらの不整合の結果できあがつたものと考えるほうが妥当ではないだろうか。流通をとおしてドイモイを評価すると、一つの政策意図が他の政策意図の達成を阻害するという現実がみえる。それが食糧安定供給、輸出増、好調な外貨獲得を達成する一方で農家の貧困問題が存在する、という構造的な問題を生んできたといえる。ドイモイの更なる進展のためには、経済的・社会的発展の状況にあわせて政策意図の優先順位を変える柔軟性と、諸政策における利害関係の調整能力がベトナム政府の指導層に

問われることになるであろう。

[注] —————

- (1) ベトナム南部では1979年に1139の合作社が設立されたが、このうち1980年代末に残っていたのは137社のみであった（木村 [1996]）。
- (2) ベトナム経済発展の問題の複雑さは、社会主義体制から市場経済体制への「移行」の課題と「開発」の課題とが重なり合っている点にあるとする見方は、石川 [1999: 3-7] が強調している。また、大野 [2000] はさらに、ATFA, TWO 加盟にともなう国際的な経済統合へのコミットメントという対外的な制約が発生し、ベトナムの開発戦略がより複雑なものとなるなかで、ベトナムの漸進的改革プロセスの意思決定の遅さを危惧する。
- (3) 本章で言及している各種の法規については、ベトナム政府から月2回刊行される官報 (*Con Bao*) およびBo Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon [農業・農村開発省] [2000] を参照した。
- (4) ベトナムでは現在までに、1992/93年および1997/98年の2回、全国規模の家計調査 (Vietnam Living Standard Survey: VLSS) が行われている (GSO [1994] [2000])。これらは統計総局 (GSO) が世界銀行、国連開発計画 (UNDP) とスウェーデン国際開発協力庁 (SIDA) の協力を得て行ったものである。全国30の区 (phuong: 都市部の最小行政単位) および120の「社」 (xa: 都市部以外の行政最小単位) が対象とされ、サンプル数は1992/93年が4800世帯、1997/98年は6000世帯であった。対象地域のカバー率およびサンプル数が小さいことが問題ではあるが、両調査が原則的に同じ地域と同じ世帯を対象としている (1997/98年調査では対象世帯が1992/93年調査対象世帯から選ばれ、1200世帯分を新たに追加) ため、世帯レベルの経済状況を知るために貴重な資料である。
- (5) アメリカ食糧庁海外農業サービス (Foreign Agricultural Service: FAS) ウェブサイトより。  
<http://www.foodmarketexchange.com/> (2002年10月閲覧時点)。
- (6) 既存の実態調査のなかで比較的広範囲をカバーした (2省以上) ものとしては、1995から1996年にかけてアメリカの国際食糧政策研究所 (IFPRI) がアジア開発銀行 (ADB) の委託調査として行った、大規模な全国調査 (北部、南部を含む17省で農家1388戸、商人850人、加工業者853人、国営企業36社) が最もサンプル数の多いものである (IFPRI [1996], Minot and Goletti [1997] [2000])。これ以外では、①国際協力事業団 (JICA) が「ヴィエトナム国市場経済化支援プロジェクト」の調査として1999年にメコンデルタ地域2省 (カントー省、ティエンザン省) で行ったもの (Nguyen Tien Manh et al. [1999], Mai Van

Nam et al. [1999]), ②国際NGOであるOXFAMが、彼らの農村開発プロジェクトを展開している2省（南部のチャビン省、中部のゲアン省）において調査を行ったもの（OGB and OHK [2001]）がある。

- (7) 政府と南部食糧総公司およびその傘下企業との監督管理体制については佐藤 [1999] に詳しい。
- (8) Nguyen Tri Khiem [2001] では、この値が12%となっている。2者のこの数値の大幅な差は「政府間契約」の定義の違いによるものと考えられる。たとえばインドネシア向けの輸出では、現地の食糧庁と輸出契約を結ぶが、競争入札に参加するという形式をとる。これを政府間契約と呼ぶかどうかで大きくその割合は異なるであろう。北部・南部食糧総公司では、これらの契約を政府間契約と定義している。2001年にはインドネシア、フィリピンなどで大口の政府間契約がなされるなど、政府間契約の割合が上昇している。
- (9) 北部食糧総公司および南部食糧総公司での聞き取りによる。
- (10) ここで描かれているのは、主に筆者の聞き取り調査の結果であるが、IFPRI [1996], Mai Van Nam et al. [1999], OGB and OHK [2001] の三つのフィールド調査で説明されているものと共通する特徴を中心とりあげている。
- (11) 「社」とは都市部以外の行政の最小単位で、一般的に「コムьюーン」と訳される。社によって人口のばらつきが大きいが、最大のものでも1万人程度である。
- (12) Mai Van Nam et al. [1999] によると、調査対象業者の43%が精米、仕上げ加工の両施設のある比較的大きな加工業者であるが、そのうち両プロセスを実際に行っている業者は37%にすぎない。大規模な施設のある仕上げ加工業者も、多くは粉ではなく半加工米を調達する。
- (13) 筆者の聞き取り調査では、精米業者の1日当たりの処理能力は5～10トン程度であり、仕上げ加工業者の処理能力は15～20トンの範囲であった。これは、聞き取り対象の業者自身の規模であるが、調査対象地域では一般的な規模と考えられる。
- (14) IFPRI調査の結果では、メコンデルタ地域の中規模の精米業者は平均で年2万5000ドルの資金を必要とするが、実際の借入れ額の平均は4870ドルであった（Minot and Goletti [1997: 12]）。
- (15) 農業・農村開発省ではカントー省の試験場で開発されたOM種を中心に5品種の稻の作付けを奨励しているが、メコンデルタ地域で実際に作付けされている品種は66品種にも上る。ソクチャン省では農業・農村開発局の普及活動によりコメの総生産量の3分の1がOM品種となっている（ソクチャン省農業・農村開発局での聞き取りによる）。

## 〔参考文献〕

## 〈日本語文献〉

- 秋葉まり子 [2000] 「国営企業の改革と内部構造の変化」(白石昌也編『ベトナムの国家機構』明石書店, 2000年)。
- 石田暁恵 [1999] 「ベトナムの食糧政策—輸出と保護—」(『アジア経済』第40巻第6号) 32~47ページ。
- 石川滋 [1999] 「ヴィエトナム市場経済化協力の経験」(石川滋・原洋之介編『ヴィエトナムの市場経済化』東洋経済新報社)。
- 大野健一 [2000] 『途上国のグローバリゼーション—自立的発展は可能か—』東洋経済新報社。
- 木村哲三郎 [1996] 『ベトナム—党官僚国家の新たな挑戦—』アジア経済研究所。
- 佐藤朋久 [1999] 「規制緩和下におけるベトナム米輸出産業の構造変動と新たな問題」(『1999年度日本農業経済学会論文集』) 492~497ページ。
- 竹内郁雄 [1999] 「ドイモイ下のベトナムの農業共同経営・協同組合運動試論」(白石昌也・竹内郁雄編『ベトナムのドイモイの新展開』アジア経済研究所)。

## 〈英語文献〉

- CIE (Centre for International Economics) [1998] *Vietnam's Trade Policy 1998*, Canberra and Sydney.
- GSO (General Statistical Office) [1994] *Vietnam Living Standard Survey 1992-1993*, Hanoi: Statistical Publishing House.
- [2000a] *Vietnam Living Standard Survey 1997-1998*, Hanoi: Statistical Publishing House.
- [2000b] *Statistical Data of Vietnam Agriculture, Forestry and Fishery 1975-2000*, Hanoi: Statistical Publishing House.
- [2001] *Statistical Yearbook 2000*, Hanoi: Statistical Publishing House.
- [2002] *Statistical Yearbook 2001*, Hanoi: Statistical Publishing House.
- IFPRI (International Food Policy Research Institute) [1996] *Rice Market Monitoring and Policy Options Study*, Washington, D.C.
- Mai Van Nam, Luu Thanh Duc Hai, Bui Van Trinh, Do Thi Tuyet, and Ngyuen Phu Son [1999] “Distribution, Processing and Marketing of Rice in the Mekong Delta, Viet Nam” (国際協力事業団『ヴィエトナム国市場経済化支援に係るフォローアップ研究プロジェクト』第3巻)。
- Minot, N. and F. Goletti [1997] *Rice Markets, Agricultural Growth, and Policy Options in Vietnam*, Washington, D. C.: International Food Policy Research Institute.

- [2000] *Rice Market Liberalization and Poverty in Vietnam*, Washington, D. C.: International Food Policy Research Institute.
- Nguyen Sinh Cuc [1995] *Agriculture of Vietnam 1945-1995*, Ha Noi: Statistical Publishing House.
- Nguyen Tri Khiem [2001] “Marketing System of Agricultural Products in Vietnam,” in K. Cho and H. Yagi, *Vietnamese Agriculture Under Market-Oriented Economy*, Hanoi: Agricultural Publishing House.
- Nguyen Tien Manh and Nguyen Dinh Long [1999] “The Rice market in Viet Nam” (国際協力事業団『ヴィエトナム国市場経済化支援に係るフォローアップ研究プロジェクト』第3巻).
- NRI [2002] *Vietnam Logistics Development, Trade Facilitation & the Impact on Poverty Reduction (draft summary)*, Presented for Ministry of Transport, Vietnam and the World Bank, Hanoi.
- OGB (OXFAM GB) and OHK (OXFAM HK) [2001] *Rice for the Poor and Trade Liberalization in Vietnam* (Final Draft Report), Hanoi.
- Pham Xuan Nam, Be Viet Dang and B. Hainsworth [1999] *Rural Development in Vietnam*, Hanoi: Social Sciences Publishing House.

#### 〈ベトナム語文献〉

- Bo Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon [農業・農村開発省] [2000] *Mot So Van Ban Phap Luat Hien Hanh Ve Phat Trien Nong Nghiep, Nong Thon* [農業・農村開発に関する若干の現行法律文書集], Hanoi: Nha Xuat Ban Lao Dong.
- Nguyen Trung Van [2001] *Lua Gao Viet Nam: Truoc Thien Nien Ky Moi Huong Xuat Khau* [ベトナムのコメ—新千年紀前の輸出傾向—], Hanoi: Nha Xuat Ban Chinh Tri Quoc Gia.

付表 主要年表

年	コメ流通関連政策変化	農業・農村開発政策変化	政治・経済状況
1981		政治局指示100号 ・個人農家への部分的な生産請負制開始	
1986			第6回ベトナム共産党大会（ドイモイの開始）
1988		政治局決議10号 ・個人農家への完全生産請負制開始	・二重価格制度廃止
1989	閣僚会議決議64号 ・認可企業によるコメ輸出開始		
1991	・コメ輸出税10% → 1%		
1993		土地法改正 ・土地使用権の貸借、売買、担保解禁	
1995	・北部・南部食料総公司設立		・ASEAN加盟
1997	首相決定140号 ・国内市場向けコメ取引業者ライセンス制から登録制へ ・コメ輸出量割当て制度変更	協同組合法改正 ・協同組合の経済組織化	
1998	政府決議57号 ・民営セクター・外資セクターのコメ輸出解禁（割当て量の直接割当て）		・APEC加盟
1999	・コメ輸出税廃止 ・外資企業による農家からのコメ直接買い付け解禁		
2000		政府決議9号 ・生産量目標年間3300万トンに抑制 ・コメの高級品種への転換、高品質化へ	
2001	首相決定46号 ・コメ輸出量割当て廃止 ・コメ輸出業者登録制へ		
2002		首相決定80号 ・「契約栽培」の奨励	

(出所) 筆者作成。